

# 認定NPO法人 メッシュ.サポート 認定NPO制度による寄付金税制優遇のご案内

NPO法人メッシュ. サポートはこの度、国税庁による認定を受け認定特定非営利活動法人(以下「認定NPO法人」)の認定を受けました。これにより、ご支援いただく方々への優遇制度のご案内させていただきます。

※認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたものをいいます。

## 認定NPO法人への寄付金に対する優遇（個人によるご寄付の場合）

※個人パートナーの年会費は議決権という利益がある為、寄附控除はできません。

**所得税(国税)の寄付金控除**： **寄付額-2,000円** を**総所得金額から控除**（所得金額の40%が上限）

**都道府県民税の寄付金控除**： **寄付額-2,000円** を**総所得金額から控除**（所得金額の30%が上限）

**市町村民税の寄付金控除**： **寄付額-2,000円** を**総所得金額から控除**（所得金額の30%が上限）

※地方自治体によっては、控除される場合とされない場合がありますので、お住まいの自治体にご確認ください。

例：所得金額 4,000,000 円の方が 100,000 円の寄付をされた場合

	通常	ご寄付をいただいた場合	節税効果
所得税	532,000 円	513,000 円	19,000 円の節税 19%
都道府県民税	128,000 円	127,843 円	157 円の節税 0.16%
市町村民税	192,000 円	191,658 円	342 円の節税 0.34%

※上記の所得控除額の計算に、社会保険料、生命保険料、配偶者、扶養、基礎控除等の控除額は含まれていません。また**相続及び寄贈により財産を取得した方が相続財産を寄付**された場合の優遇制度もあります。

## 認定NPO法人への寄付金に対する優遇（法人によるご寄付の場合）

※団体パートナーの年会費は議決権という利益がある為、寄附控除はできません。

「一般寄附金の損金算入限度額」に加え、「認定NPO法人寄付金の損金算入限度額」を算入することができます。

一般寄附金の損金算入限度額 = (資本金額×0.25%+所得額×2.5%)×50%

認定NPO法人の損金算入限度額 = (資本金額×0.25%+所得額×5.0%)×50%

例：資本金 10,000,000 円。 経常利益 1,000,000 円の法人場合。

一般寄附金の損金算入限度額 = (10,000,000 円×0.0025+ 1,000,000 円×0.025)×0.5= 25,000 円

認定NPO法人の損金算入限度額 = (10,000,000 円×0.0025+ 1,000,000 円×0.05)×0.5= 37,500 円

合計 62,500 円を損金に算入することができます。

## 優遇を受けるための手続

※メッシュ. サポートが認定NPO制度を活用できる認定期間は平成23年4月16日から平成28年4月15日までです。

認定NPO法人メッシュ. サポートが  
発行する所要事項の記載された  
領収書を受領。



確定申告書時に  
所要事項の記載及び領収書添付の上、  
税務署に申告を行ってください。

認定特定非営利活動法人メッシュ. サポート

〒900-0025 那覇市壺川3-4-26 オキジム壺川ビル1F 有限会社メディアウェブ内  
TEL: 098-835-9100 FAX: 098-835-9811 mail: info@meshsupport.net